

平成19年 第1回(定例)周防大島町議会会議録(第5日)

平成19年3月22日(木曜日)

議事日程(第5号)

平成19年3月22日 午前9時30分開議

- 日程第1 議案第1号 平成19年度周防大島町一般会計予算 (委員長報告)
- 日程第2 議案第2号 平成19年度周防大島町国民健康保険事業特別会計予算(委員長報告)
- 日程第3 議案第3号 平成19年度周防大島町老人保健事業特別会計予算 (委員長報告)
- 日程第4 議案第4号 平成19年度周防大島町介護保険事業特別会計予算 (委員長報告)
- 日程第5 議案第5号 平成19年度周防大島町簡易水道事業特別会計予算 (委員長報告)
- 日程第6 議案第6号 平成19年度周防大島町下水道事業特別会計予算 (委員長報告)
- 日程第7 議案第7号 平成19年度周防大島町農業集落排水事業特別会計予算(委員長報告)
- 日程第8 議案第8号 平成19年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計予算(委員長報告)
- 日程第9 議案第9号 平成19年度周防大島町渡船事業特別会計予算 (委員長報告)
- 日程第10 議案第10号 平成19年度周防大島町公営企業局企業会計予算 (委員長報告)
- 日程第11 議案第23号 周防大島町副町長定数条例の制定について (委員長報告)
- 日程第12 議案第24号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について (委員長報告)
- 日程第13 議案第25号 周防大島町星野哲郎記念館の設置及び管理に関する条例の制定について (委員長報告)
- 日程第14 報告第5号 専決処分の報告について(変更契約・法180条関係「平成18年度白木地区広域漁港整備工事第2工区」)
- 日程第15 議案第50号 平成18年度油田地区広域漁港整備工事の請負契約の締結について
- 日程第16 発議第1号 周防大島町議会会議規則の一部改正について
- 日程第17 発議第2号 周防大島町議会委員会条例の全部改正について
- 日程第18 議員派遣の件について
- 日程第19 委員会の閉会中の継続審査について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第1号 平成19年度周防大島町一般会計予算 (委員長報告)
- 日程第2 議案第2号 平成19年度周防大島町国民健康保険事業特別会計予算(委員長報告)

- 日程第3 議案第3号 平成19年度周防大島町老人保健事業特別会計予算 (委員長報告)
- 日程第4 議案第4号 平成19年度周防大島町介護保険事業特別会計予算 (委員長報告)
- 日程第5 議案第5号 平成19年度周防大島町簡易水道事業特別会計予算 (委員長報告)
- 日程第6 議案第6号 平成19年度周防大島町下水道事業特別会計予算 (委員長報告)
- 日程第7 議案第7号 平成19年度周防大島町農業集落排水事業特別会計予算 (委員長報告)
- 日程第8 議案第8号 平成19年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計予算 (委員長報告)
- 日程第9 議案第9号 平成19年度周防大島町渡船事業特別会計予算 (委員長報告)
- 日程第10 議案第10号 平成19年度周防大島町公営企業局企業会計予算 (委員長報告)
- 日程第11 議案第23号 周防大島町副町長定数条例の制定について (委員長報告)
- 日程第12 議案第24号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について (委員長報告)
- 日程第13 議案第25号 周防大島町星野哲郎記念館の設置及び管理に関する条例の制定について (委員長報告)
- 日程第14 報告第5号 専決処分の報告について(変更契約・法180条関係「平成18年度白木地区広域漁港整備工事第2工区」)
- 日程第15 議案第50号 平成18年度油田地区広域漁港整備工事の請負契約の締結について
- 日程第16 発議第1号 周防大島町議会会議規則の一部改正について
- 日程第17 発議第2号 周防大島町議会委員会条例の全部改正について
- 日程第18 議員派遣の件について
- 日程第19 委員会の閉会中の継続審査について
- 追加日程第1 町長の議事録抹消に関連する部分の広田議員の質問の一部取消しについて

出席議員(24名)

1番 安本 貞敏君	2番 伊東 梅芳君
3番 土手 正喜君	4番 平野 和生君
5番 荒川 政義君	6番 浜戸 信充君
7番 杉山 藤雄君	8番 神岡 光人君
9番 田村 三郎君	10番 伊藤 秀行君
12番 平村 真成君	13番 魚谷 洋一君
14番 松井 岑雄君	16番 広田 清晴君
17番 魚原 満晴君	18番 富田 安英君
19番 木村 潔君	20番 中本 博明君

21番 平川 敏郎君	22番 田中隆太郎君
23番 小田 貞利君	24番 尾元 武君
25番 久保 雅己君	26番 新山 玄雄君

欠席議員（なし）

欠 員（2名）

事務局出席職員職氏名

事務局長 坂本 薫君	議事課長 木元 真琴君
書記 河井 敏博君	書記 平田富久代君
書記 藤本万亀子君	

説明のため出席した者の職氏名

町長	中本 富夫君	助役	椎木 巧君
収入役	吉村 正晴君	教育長	平田 武君
公営企業管理者	川田 昌満君	総務部長	村田 雅典君
総務課長	吉田 芳春君	財政課長	奈良元正昭君
健康福祉部長	馬野 正文君	産業建設部長	岡村 春雄君
環境生活部長	村田 章文君	契約監理課長	平田 好男君
久賀総合支所長	野口 菊義君	大島総合支所長	山本 治君
東和総合支所長	鍵本 一和君	橘総合支所長	中河 美昭君
教育次長	布村 和男君	公営企業局総務部長 ...	河村 常和君

午前9時30分開議

議長（新山 玄雄君） おはようございます。

19日の本会議に引き続き、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のしてあるとおりです。

・ ・

日程第1．議案第1号

日程第2．議案第2号

日程第3．議案第3号

日程第4．議案第4号

日程第5．議案第5号

日程第6．議案第6号

日程第7．議案第7号

日程第8．議案第8号

日程第9．議案第9号

日程第10．議案第10号

日程第11．議案第23号

日程第12．議案第24号

日程第13．議案第25号

議長（新山 玄雄君） 日程第1．議案第1号平成19年度周防大島町一般会計予算から、日程第13、議案第25号周防大島町星野哲郎記念館の設置及び管理に関する条例の制定についてまでの13議案を一括上程し、これを議題とします。

3月7日、9日の本会議において所轄の常任委員会に付託いたしました付託案件について、各常任委員長より委員会報告が提出されておりますので、13議案についての各常任委員長の審査報告を求めます。

まず、総務文教常任委員長より、委員会審査の経過並びに結果の報告を求めます。伊藤総務文教常任委員長。

総務文教常任委員長（伊藤 秀行君） おはようございます。

それでは、総務文教常任委員会を代表いたしまして、本委員会における議案の審査経過並びに結果について御報告申し上げます。

当委員会は、3月12日、委員全員出席のもと委員会を開催し、付託された議案の審査を行いました。

審査にあたりましては、関係議案及び所管事項全般にわたり執行部から説明を求め、質疑を行い、十分なる審査の結果、議案第1号のうち、本委員会所管分及び議案第9号、議案第23号、議案第24号の付託議案4件について、全件とも全員賛成により、いずれも可決すべきものと決定いたしました。

審査にあたりました、その過程における発言等のうち、主なものについて申し上げます。

まず、議案第1号平成19年度周防大島町一般会計予算について、総務課関係では、総務管理費の顧問弁護士への委託料について、契約の条件や、また、近隣市町との兼ね合いについての質問に対し、月額6万円プラス消費税の年間75万6,000円である、合併以降、同額の契約である、近隣市町の状況については把握していない、との答弁でありました。委員より、委託契約

に関して、職種などによってはそのままの継続でということではなく、検討すべきであるとの提言がありました。

退職手当特別負担金の大幅な増額の理由についての質問に、平成19年度の定年退職予定者は18名で、平成18年度の退職者数10名、内訳は定年4名、途中6名によりほぼ倍増しているためである、との答弁でありました。

選挙費関係では、投票所の数は減らしているようだが、ポスター掲示場の数は減らしているのかとの質問に、ポスター掲示場は355カ所から248カ所に、投票所数は67カ所から52カ所に減らしており、今回の県議会議員選挙より執行する、との答弁でありました。

その他、消防費についても質疑がありました。総合支所関係では、小規模施設整備事業補助金の補助規則改正、地域環境整備事業追加についての説明が求められ、小規模道路等復旧事業は災害復旧事業に採択されなかった場合に、現行では30%との補助率で地元で行っていただいているが、集落内道路等で日常生活に影響があるような場合に補助率を3分の2に引き上げ、その他については現行どおり。2点目として、小規模地域環境整備事業として、自治会等が河川、海岸清掃を行う場合に、流木等の取り除きを行う際に、重機借り上げ料を補助するというものです。内容としては、重機借り上げ料がオペレーター日当、燃料費を含め、1日当たり1万円以内、重機運搬費が1万円以内で活動日数が3日以内ということに定めるものである、との答弁でありました。

日良居出張所のエレベーター点検委託料の関係で、18年度にワイヤーの交換をしたそうだが、委託料全体の3分の2を占めており、使用を中止するという事は考えられないかとの問いに、18年度でワイヤーロープの交換をしたばかりである。過去にも中止について見当したが、公民館と併設であり、2階が、主として公民館活動の会場になっており、使用頻度も多い、当面は、エレベーター使用はやむを得ないと考えている、との答弁でありました。

次に、政策企画関係では、防災行政無線の事業概要についての説明が求められ、これに対し、親局1カ所、中継局2カ所、再送信子局4カ所、屋外子局109カ所、屋内受信機約1万7,000戸をデジタル方式で整備する。屋外子局は、まず東和、久賀から順次整備し、平成20年度の早い時期に一部運用を目指したい。また、大島、橘の既存施設も、アナログからデジタル方式への更新をすることになる、さらに、屋内受信機の設置に当たっては、各世帯との貸与申請の手続も生じます。

これらの住民への周知は、4月号の広報でお知らせをするとともに、4月の自治会長集会、行政連絡員集会等機会あるごとに、住民への周知を図っていきたいと考えている、との答弁でありました。

沖浦局、日良居局のADSL開局の見通しについての質問に、NTTの説明では、事業開始が

ら5カ月程度の期間が必要と聞いており、予算が可決されればすぐに協議に入り、できる限り早く開局できるよう申し入れをしたい、との答弁がありました。

財政課関係では、基金の取り崩し額と残高などによるとあと三、四年しか財政が持たない計算になると思うが、今後の見通しについての質問に、今後見込める主な財政効果に、平成19年度から数年間退職者が10人を超えるということで、人件費の削減が上げられる。また、処分場、東和庁舎等などの大型事業が、19年度でほぼ完了する。防災行政無線については21年までですが、漁港関係等の事業規模が大きいものも21年、22年度までとなっている。しかし、従来のような財源の確保は難しい状況となっている。したがって、より一層の事業の精査及び取捨選択が必要である、との答弁でありました。

また、現在、町民1人当たり110万円の借金ということになると思うが、どのくらいまで減らそうという具体的な目標はあるのか、との質問に、1人当たりの借金が、どのくらいの金額であれば適正といえるのかという判断は困難であるが、最近よく使われる財政の数値に実質公債費比率というのがあるが、現在本町は20%を超えている。この数値が18%以内であれば、起債をつける基準も緩やかになる。先日、作成した公債費負担適正化計画では、平成24年度には借入残高を約290億円にとどめることにより、実施公債費比率も18%を割る計算になり、あえて具体的な目標を設定するとすれば、この計画に沿って事業を実施するということになる、との答弁でありました。

税務課関係では、徴税費において、弁護士等費12万円の根拠についての質問に対し、訴訟分については1件を想定している。差し押さえについては、既に債権を2件している状況であり、支払い督促については20数件、現在準備中である、との答弁でありました。

また、国民の三大義務である納税についての広報啓発をどのように考えているかとの質問に、18年4月から徴収対策班を新設したり、町広報に昨年末から4回シリーズで、滞納防止等の広報を実施している。税に限らず、給食費等もあるので、今後も、機会あるたびに周知啓発を図っていく、との答弁でありました。

固定資産標準値鑑定は何年ごとに実施するのかとの問いに、3年に1回の周期で233ポイントの標準値の鑑定を不動産鑑定士に委託し、実施する、との答弁でありました。

また、昨年、家屋評価支援システムや滞納整理支援システムを導入したが、どういう効果があったか、との問いに、効率的に事務が処理できるようになり、大幅な事務軽減になったとの答弁がありました。議会関係、契約管理課については、特に質問はありませんでした。

次に、教育委員会関係では、スクールバス管理運営について、車両購入の詳細について、また、車いす利用者への考慮について、利用者の利便性を考慮したダイヤ編成などについての質問に対し、新規購入車両29人乗りを2台の予算計上、車いす利用者対応については、現時点は考えて

いないが、どのような方策がよいのかを検討する。ダイヤ編成については、本数も減ってくるが、子供の通学を優先とし、本線との接続に考慮しながら、8月ごろには各家庭へお知らせしたい、との答弁でありました。

学校統合に関して、年次の方針についての説明の求めに対し、小・中学校統合問題推進協議会を開催し、答申をいただくという形になる。東和中の改築については、改築実行委員会を立ち上げ、検討する運びで、19年度の基本設計を行いたい、との答弁でありました。

東和中学校は危険ということで不安視する声が多く、改築についてはスピーディーな対応をお願いしたいとの要望意見もありました。

借地料について、文化振興協会の補助金についての発言もありました。婦人会補助金に関して、委員より、婦人会のある地区とない地区が現にある。婦人会のない地区では、婦人会の主要な業務を自治会が行っている場合がある。こうした業務実施に対して、相応の補助金配分をしてもらえないのか、不公平感は否めない。教育委員会としてはどう思われるか、との質問に、婦人会への補助金は、郡婦人会連合会へ交付し、それを郡婦人会連合会が各地区婦人会へ分配するという方式を取っており、配分については、連合会の対応となる、との答弁でありました。

また、委員より、宮本常一生誕記念事業で補助金を70万円計上しているが、山口市では、中原中也生誕祭で2,000万円、市を上げて行っている。国民文化祭のときもそうであったが、職員を含め、全体の関心が低い。こうした文化的行事については、教育委員会を初め行政全体で取り組み、効果が上がるように、全体的な底上げ、関心を高めることが必要と思う、との提言がなされました。

次に、議案第9号平成19年度渡船事業特別会計予算では、各航路の運行管理状況についての質疑がありました。

次に、議案第23号周防大島町副町長定数条例の制定については、特に質疑はありませんでした。

議案第24号地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についても、特に質疑はありませんでした。

以上が、本委員会に付託されました議案に対する議案の内容であります。

議員各位におかれましては、本委員会の決定どおり御議決承りますようお願いいたしまして、報告を終わります。

議長（新山 玄雄君） 総務文教常任委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。総務文教常任委員長に対する質疑はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） まず1点は、今委員長の報告で、いわゆる起債残高290億円ということで財政当局から示されたということですが、大体290億円というと、今で言えば

260億円ですから、残がまだ30億円くらいふえるということになります。それで、実際の返ししながら……どっち特会も含めて。了解。

実際的に特会も含めてということなんですが、実際的にピークは、ピーク、いわゆる一般会計のピーク、それぞれ特別会計、そしてまた、会計ごとに違うと思うんですが、実際的には、今年度がいわゆる起債残高のピークなのか、その辺の説明についてはどういうふうになったという点を、ちょっと聞いちょきたいというふうに思います。

また、もう一つは、先ほど報告された地域小規模事業について委員長が報告されました。それで、その中でちょっと気になるのが、いわゆる災害の関係で報告されました。それで、去年、私、前委員長の方に質疑したんですが、その中で、町がやらない部分、いわゆる災害としてやらない部分を、いわゆる小規模の中でやるんだという言い方じゃなかったかと思うんです。その中で、去年の部分がどのくらい済んじょるんか、今年度もまたやるということになると、2カ年にまたがってやる、同じ事業なのかどうなのか、ちょっと聞いちょきたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 総務文教常任委員長。

総務文教常任委員長（伊藤 秀行君） 借入残高が290億円がピークということに対して、平成24年度にはというふうな回答がありました。

それと、今の、もう1件に関しては、特に詳しい質疑等はなく、説明を求めるということで、それで、先ほど、つい先日の全員協議会でありましたように、そこで詳しく説明されてるとおりでございます。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） いや、実は、去年とことしと、各総合支所を比較して見ますと、東和支所が基本的には多くついとると、予算上はですね、小規模事業部分についてはです。全体としては減っておるんですが、実際的には東和支所については特別分があるというふうに、予算上は見えます。そして、予算上は見えるんじやが、それじゃ、その中身の事業は何なのかという点で、昨年度については、実際的には、いわゆる、私も記憶は定かじゃないですが、災害分を、いわゆる、本来なら町が見る分、担当部が見る分、それを見ていただけないのでここでやるという答弁じゃなかったかというふうに、私は記憶しちよるんです。

それで、実際的に、それが事業進捗すれば、1カ年で進捗するんが、2カ年で進捗するんかわからんですが、実際的には、運用上はまずならないかなという危惧はしよるんです。だから、その点で、例えば、聞いておれば、ちょっと私も事業の関係が、まだ現場も行ってないし、実際的にわからん。去年の事業がどの程度進んだのか、今年度がどの程度の部分をするのかもわからない状況なので、執行部から聞いておればお願いしたいなというところであります。

議長（新山 玄雄君） 伊藤委員長。

総務文教常任委員長（伊藤 秀行君） それ、今の、総合支所関係の、その件については、全員協議会で説明をするということで、この委員会は答弁が終わっておりますので、総務委員会ではなしに、その前、全員協議会で、皆さんに説明するというので、先日のそういうことで委員会は終わっております。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑ありませんか。浜戸議員。

議員（6番 浜戸 信充君） 報告の中で、消防費についても質問があったようですが、どういう質問でしたでしょうか。

議長（新山 玄雄君） 伊藤委員長。

総務文教常任委員長（伊藤 秀行君） 特別な質問はございませんでした。

議長（新山 玄雄君） 浜戸議員。

議員（6番 浜戸 信充君） いやいや、先ほどの報告中では、消防費にも、質問があったというように報告されてますので、どういう質問でしたかという意味です。

議長（新山 玄雄君） 伊藤委員長。

総務文教常任委員長（伊藤 秀行君） 記憶してませんが、柳井市一緒になりましたので、全体的に若干金額が安くなったということがありました。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

総務文教常任委員長、御苦労さまでございました。お疲れでございました。

次に、民生常任委員長より、委員会審査の経過並び結果の報告を求めます。魚原民生常任委員長。

民生常任委員長（魚原 満晴君） おはようございます。民生常任委員会を代表いたしまして、本委員会における議案の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

当委員会は、3月13日委員会全員の出席のもと委員会を開催し、付託された議案の審査を行いました。審査にあたりましては、関係議案及び所管事項全般にわたり執行部から説明を求め、質疑を行い、十分なる審査の結果、議案第1号のうち、本委員会所管分及び議案第2号、議案第3号、議案第4号、議案第10号の付託議案に5件についてお手元に配布いたしております委員会審査報告書のとおり、全件とも可決すべきものと決定いたしました。

審査にあたりました順次に沿って、その過程における発言等のうち主なものについて申し上げます。

議案第1号平成19年度周防大島町一般会計予算のうち、民生費の1項社会福祉費の中では、福祉タクシー利用助成事業の要綱、変更及び利用実績についての質問に対し、福祉タクシー利用

助成事業の要綱の変更はありません。利用実績においては、年間12回利用できますが、平均利用回数は5.6回、利用人数は1,125人金額においては、平成17年度実績で325万4,860円となっている、との答弁でした。

高齢者福祉センター指定管理料の内訳についての質問に対しては、和田苑が734万5,000円、「しらとり苑」は1,012万3,000円の指定管理料となっている、との答弁でした。食の自立支援事業の配食数と委託の計数についての質問に対しては、配食数は週3回、年間3万3,708食で予算計上しております。委託については、事業事態は社会福祉協議会へ委託しておりますが、つくる業者は民間の民宿やJA、あるいは、一般のボランティアの方たちに頼りしているようです、との答弁でした。

また、配食数変更の背景について、執行部より当初の配食サービス事業は安否確認も兼ねて行っておりましたが、国の方が食の自立ということにかえてきて、介護予防であるということで補助金もカットされたところです。この事業の必要な方は要介護の方であり、ホームヘルパーの方と料理をつくったりして、介護予防することで、介護保険制度と並行して利用していただきたく、週3回以内とさせていただきました、との説明がありました。

そのほか、社会福祉協議会補助金の内訳、老人いこいの家借地料等について質問がなされました。民生費の2項児童福祉費の中では、保育所の入所児童数について、質問に対して、蒲野保育所14人、久美保育所35人、日良居保育所32人で、予算計上している、との答弁でした。

保育所の賄い材料の地元産の利用状況について、の質問に対して、JA等を利用し、地産地消に努めている、との答弁がありました。

また、保育所措置費は減額できないのかとの質問に対しては、保育園運営費は、国の基準で定員年齢により単価が決まっているが、私立保育園の運営費は補助対象、公立保育所の運営費は一般財源化されている。保育士数は年齢別入所児童数により決められており、私立保育園は基準運営費により、保育士雇用等を行うなど、入所児童が少ない中、厳しい運営を行っており、運営費を減額すると、サービスの低下が懸念されるため、国の基準に基づき措置する、との答弁でした。

そのほか、児童クラブ、延長保育、一時保育等の内訳についても質問がなされました。

衛生費の1項保健衛生費の中では、精神障害者、地域活動支援センター及び相談機能、強化事業についての補足説明も求め、執行部より、地域活動支援センターは、恵愛会柳井病院に平成17年10月に併設され、県が補助金を出していた障害者自立支援法の関係で、平成18年10月から県から市町に移行され、負担するようになった、地域活動支援センターは専門職員を配置し、医療、福祉及び地域の社会基盤との連携強化の調整、住民ボランティアの育成、普及啓発等を行い、また、相談、支援事業を設置している、との説明がありました。

救急医療について、周東病院の小児科の問題等があったが、救急医療の負担金は周東病院に払

い込むという形になっているのか、との質問に対し、救急医療については、一次救急として町内の医療機関の在宅当番制であり、二次は周東病院と大和病院が輪番になって行っている。大和病院は、合併後も、光市の協力により、そのまま継続してもらっている、しかし、脳神経外科がない棟もあり、実際には、8割近くが周東病院を利用しており、その利用を状況に応じて、それぞれの病院に支払いをしているとの答弁でした。

そのほか、「しまとぴあ」事業等についても質問がなされました。

議案第2号平成19年度周防大島町国民健康保険事業特別会計予算では、歳入の雑入、目に新設された滞納処分費はどのようなものか、との質問に対して、直接の滞納処分費、強制換価手続の費用のための項目を新設いたしております、との答弁でした。

平成18年度国保会計の歳入に、一般会計からの繰入金として、法定外の繰入金を3,500万円計上しているが、平成19年度は考えていないのかとの質問に対しては、考えていない、との答弁でした。

また、国民健康保険運営協議会で、平成18年度決算見込みと平成19年度の予算案、どちらかを審議したのか、との質問に対して、平成18年度決算見込み、平成19年度の予算案とも説明したとの答弁でした。

そのほか、予算上の区分別に国保世帯数、被保険者の内訳に等についても質問はなされました。

議案第3号平成19年度周防大島町老人保健事業特別会計予算では、特に発言はありませんでした。

議案第4号平成19年度周防大島町介護保険事業特別会計予算では、介護給付費準備基金の取り崩しの状況についての質問に対しては、収納された第1号被保険者保険料は、介護サービス給付費及び地域支援事業費に対する負担分に充て、剰余金かが出れば基金に積立、附則が出れば、基金を取り崩して対処するものである。資金のやりくり上、取り崩し、積立とともに予算計上をしている。これまで、実質上は基金の取り崩しは行っていないが、19年度では取り崩すことにしている、との答弁でした。

平成18年度の保険料改定による影響額について、質問に対しては、保険料は18年度から20年度までの3年間の介護サービス給付費及び地域支援事業費の見込み額に基づく、第1号被保険者の法定負担分として設定するものである、との答弁でした。

また、介護予防で、温水プールの活用に行っているようだが、商工観光課との関係はどうなっているのか、との質問に対しては、商工観光課は維持管理を行っており、健康増進課としてはプールでの運動指導事業、介護予防事業を行っている、との答弁でした。

そのほか、サービス給付について、サービス、種類別の利用者見込み等についても質問がなされました。

議案第10号平成19年度周防大島町公営企業局企業会計予算では、継続費の事業内容について、の質問に対し、18年度は、県道山側の土地購入8,575万8,000円、全体の不動産関係93万8,000円、調査コンサルタント用682万5,000円で、合計9,352万1,000円、19年度は県道海側の土地代3億6,000万円、建築費10億円、設計管理費4,500万円、周辺対策費1,500万円で、合計14億2,000万円、20年度は建築費20億円、管理費3,000万円、で、合計20億3,000万円、21年度では旧病院の解体及び舗装工事で8,467万7,000円となっております、との答弁でした。

大島病院新築に関して、起債の償還についてはどのように考えたか、との質問に対し、大島病院新築については半分を病院事業債、半分を合併特例債で財源とします。病院事業債は5年据え置き30年償還、合併特例債は本町借入れで3年据え置き20年償還となり、交付措置、交付税措置分の差額を企業局で負担します、との答弁でした。

新しく建てる大島病院は99床であるが、医師の確保ができない場合には、病院病床数の減少等の事業計画の見直しが必要ではないかとの質問に対しては、見直しは必要かもしれません。ただ、県に移転新築の申請をする段階で、99床の図面が必要となるわけですから、許可病床が99床より少なくなれば、その病室は予備室とか、倉庫とかに転用する。その程度の計画変更になると思われます。ただ、99床をつくっておいて、診察開始をするときに、東和病院の病床数を10床減じて、大島病院を99床にすれば、許可してくれるのではないかと思います、との答弁でした。

人件費が前年より増額している内容について、質問に対し、人件費は初任給、調整手当、宿日直手当がふえております。看護師の雇用促進のため初任給調整手当をふやし、医師の宿日直手当を県内のほかの病院と同等にふやしております。これは、補充困難な医師と看護師の採用のためです、との答弁でした。

18年度、19年度と、予算上、3,500万円程度の赤字が出ているが、今後の見通しのついで質問に対しては、18年度、4月の診察報酬改定による影響で、国の示したダウン率3.16%より、当企業局3病院の実質ダウン率は5.1%となっており、これが大きく影響しています。

今後の改正はどのようになるかわかりませんが、現在は、一番悪い状況にあると思いますので、医師、看護師の充足により改善されていくと思います、との答弁でした。

そのほか、給食の委託、看護師の補充等についても質問がなされました。また、病院事業で行う契約は地方公営企業法上、議決要件がないため、入札等については、町長部局と適合性を保ち、慎重を期してもらいたい、との要望がありました。

以上が、本委員会に付託された議案に対する審査の内容であります。

議員各位におかれましては、本委員会の決定どおり御議決賜りますようお願いいたしまして、報告を終わります。

議長（新山 玄雄君） 民生常任委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。
民生常任委員長に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

魚原民生常任委員長、御苦労さまでございました。

次に、建設環境常任委員長より、委員会審査の経過並びに結果の報告を求めます。中本建設環境常任委員長。

建設環境常任委員長（中本 博明君） おはようございます。建設環境常任委員会を代表いたしまして、本委員会における議案の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

当委員会は、3月12日、委員全員の出席のもと、委員会を開催し、付託された議案の審査を行いました。

審査にあたりましては、関係議案及び所管事項全般にわたり執行部から説明を求め、質疑、検討を行い、十分なる審査の結果、議案第1号のうち本委員会所管部分及び議案第5号、議案第6号、議案第7号、議案第8号並びに議案第25号について全員異議なく、いずれも可決すべきものと決定いたしました。

審査にあたりまして、順次沿って、その過程における発言等のうち主なものについて申し上げます。

まず、上下水道課関係では、浄化槽の人槽はどのように決まるのかとの質問に対して、居住者数ではなく、家屋の床面積で決定する、との答弁でした。

また、基数については、5人ないし7人槽で17年度、18年度実績の平均をもとに計上しているとの説明がありました。簡易水道事業特別会計について、使用料が15%の改正により5,000万円程度ふえ、その分、繰り入れが減っている。交際費なども考慮して、1億2,000万円程度の赤字と考えるが、収支をゼロにするには、使用料はどのくらい上げなければならないか、との質問に対して、独立採算が原則であるが、水道は普及率も高く、公共性が高い、計画的に上げて収支をゼロにすべきかどうかは、今後協議会等で検討していきたい、との答弁でした。

滞納分については、250万円の収入が計上されているが、これは18年度と比べて、19年度の滞納見込みを減らして計画しているのか、との質問に対して、18年度当初予算が200万円であったのに対し、19年度は、18年度決算見込みから250万円を計上している。今年度、税務課に徴収対策班をつくり、対応しているが、実質的な徴収対策の行動を始めたのは、19年

になってからで、悪質大口滞納者から対応しているが、まだ成果が出ていないので、新年度予算には計上していない、19年度末には効果が出てくると思う、との答弁でした。

飲料水供給施設とは源明のことか、これだけ別になっているがなぜか、三蒲配水地の補修の金額が大きい、広域水道のために整備された施設か、調査はしたのか、耐震は満たしているのか、の質問に対して、源明のことで、供水人口が100人以下のものが、飲料水供給施設事業で、合併前の簡易水道統合補助事業では採択を受けず、以前から別となっていた。三蒲配水地は、広域水道の受水に伴い整備された施設で調査を行った結果、耐震は満たしているが、芸予地震により被災したものと思われる。他市町にも同様な例がある、との答弁でした。

使用料は基本料金1,860円が2,100円になるのか、公課費が2,100万円から1,330万円に減っているが、使用料がふえるのだから消費税もふえると思うが、との質問に対して、工事を行えば、控除が多くなるのが、支払う消費税は減ることになる。18年度は大きい工事があったため、19年度支払いの消費税額は減となる。使用料の増は19年度に発生し、20年度支払いの消費税は増となる、との答弁でした。

公共下水道事業特別会計については、下水道料金と浄化槽管理量の比較はどうかとの質問に対して、下水場料金と浄化槽管理料の比較は人数によるのでも、単純な比較は難しい、との答弁でした。

赤字部分については値上げ等で対応するのだろうが、それでも負担が受益者以外にもかかる。将来的にどうするのか、との質問に対して、独立採算が原則であるが、これに向けて、下水道使用料検討協議会において、将来的なものも含め、検討していくとの答弁でした。

農業集落排水事業特別会計について、現在実施中の工事が終わるまでは、他地域の事業はできないのか、浄化槽に対する割増補助は考えないのか、との質問に対して、現在実施中の工事がすべて完了後に検討する、浄化槽に対する割増補助についても検討している、との答弁でした。

浄化槽の管理費用と下水道使用料を比較すると差が大きい、との質問に対して、下水道料は1人であるが、2カ月で1,800円程度、1年間で1万800円ぐらいと思われる。五、六人であれば浄化槽とほぼ同等になるので、少人数なら下水道の方が安価である、との答弁でした。

漁業集落排水特別漁業集落排水事業特別会計については、質問はありませんでした。

次に、環境施設関係では、最終処分場の完成後、現在供用している処分場の扱いはどうなるのか、との質問に対して、基本的には、新処分場が供用開始した時点で、旧処分場は廃止と考えているが、かわらなど安定化物の処分場については、引き続き有効利用を図りたい、との答弁でした。

清掃センターの環境保全審議会の活動状況についての質問に対して、清掃センター環境保全審議会の委員は、焼却施設周辺の関係者代表で構成しており、毎年稼働状況を報告し、施設の運転

に関し、理解と協力を得ている、との答弁でした。

衛生センターの職員が退職した後の人員補充として新規採用の予定はないのか、との質問に対して、18年度に職員が中途退職した後、取り急ぎ作業の効率化と体制の見直しを行い、補充要員については技術的に知識のある臨時職員により作業しているが、現時点で問題は生じていないので、しばらく現体制で対応してみたいと思う、との答弁でした。

次に、生活衛生課関係について、久賀地区にある2トンの古いパッカー車について、現在修理しながら使っているが、新車の購入予定はあるのか、との質問に対して、20年度に向けて廃棄物をどうするか、19年度中に返答する中で、パッカー車がどの程度必要かも含めて検討することとしており、購入しないこともあり得るとの答弁でした。

斎場の使用料で、通夜、葬儀等を1年でどの程度見込んでいるか、との質問に対して、通夜等の件数は大島斎場で町民10件、町外2件、橘斎場で2件、葬儀も同数見込んでいる、との答弁でした。

耐震診断はどの程度のものか、との質問に対して、町営住宅の耐震診断は229戸が対象であり、できれば、18年度中に診断を終えるように、との文書も来ているが、19年度に一部診断をやり、その診断結果をもとに改良等を検討する、との答弁でした。

ごみ収集袋は値上げされているが、当然歳入がふえてくるべきではないか、との質問に対して、網の袋は100円で、麻袋は350円、18年度で大量に出ているので、19年度歳入には影響額は少ない、との答弁でした。

公営住宅の入居率及び町の持ち出しについての質問に対して、町営住宅695戸のうち、1月末で45戸の空き室があるが、このうちには建設時期の古いものもあり、政策的に空き室になっても公募しないものがあることから、実施22戸が空き家で、97%の入居率となっている。町の持ち出しについては、家賃が100円から6万円とあり、建設時期によって古いものは政策的に空き家にし、入居者が出たら公募を行わず、安全な住宅を提供したい、との答弁でした。

新しい住宅を建設する計画があるか、との質問に対して、当面はない、との答弁でした。

住宅入居の審査会で、所得が高いから入れないと断られたということを知ったが、どの程度の所得の人が入れるのか、との質問に対して、1年間の収入が控除額を引いた残りを12で割った1カ月の収入額が20万円以下の方が入居できる、との答弁でした。

滞納繰越について、17年度の残額はどうか、18年度末の見込みは幾らか、との質問に対して、17年度が2,870万5,856円、1月末で3,502万6,526円となっており、これには現年度分も含んでいる、との答弁でした。

住宅のなくなる場所は、との質問に対して、政策空き家となっているのは、瀬戸第一、第二、大平、峠の下、大泊、和戸との答弁でした。

夫婦なり、家族と一緒に住宅へ入ったのですが、その後、1人になって使っているのはいかにももったいないと思うが、どうにかならないのか、との質問に対して、入居者がなくなった場合は配偶者には承継することが認められており、家族等にも認められているが、配偶者当以外は承継の許可はしないように、との通達出されている。子供が残されたものの住む所がないのに、直ちに出ていけとも言えず、苦慮しているが、住みかえ等を検討すべきと思っている、との答弁でした。

次に、農林課関係では、東部地区家畜診療所の負担金の詳細と町内の酪農農家の件数についての質問に対して、主なものは診療所の獣医の人件費で、岩国市、柳井市、周防大島町の2市1町で負担をしているが、岩国市（旧周東町）に酪農家が多いため、ほとんどが岩国市負担であり、周防大島町内の酪農家は5件、との答弁でした。

地産地消実践推進プロジェクト実行委員会は、18年度から協議や活動に取り組んでいるが、町長の目指すところ（町の活性化）とは少し方向がずれてきているように思うが、との質問に対して、地産地消については、19年度は、主に朝市グループへの支援を中心に行っていく予定であり、町の活性化にもつながっていくと考えている。また、JAや県と共同して、産地直売施設の設置を国道437号線沿いに考えており、このための先進地視察等も計画している、との答弁でした。

有害鳥獣について、情島のサルが2頭から3頭にふえたと聞いた、早急に対応が必要ではないか、との質問に対して、明日（3月13日）地元自治会と猟友会の協力を得て、銃による駆除を行う予定にしている、という答弁でした。

狩猟免許取得費用補助金の対象者は何名か、また、新規取得者の補助には基準があるのかという質問に対して、新規取得予定が4名で、希望者を公募する。更新は45名で、うち2号（県民税非課税）更新者が6名である。新規取得に係る基準は、特になし、との答弁でした。

イノシシの生息数や被害の状況、最近の捕獲状況についての質問に対して、生息数は確実に増加している。被害の報告については、タケノコ、サツマイモが主体であり、最近では、ミカンの被害報告も出てきているが、水稻に関しては、今のところ被害報告はない。また、捕獲状況は2月28日現在で88頭であり、昨年度の実績から推計すると、今年度末までには100頭を超える見込みである、との答弁でした。

被害防止施設緊急整備事業ではどのようなことを実施するのか、との質問に対して、従来の放鳥ネットの整備に加え、19年度からは、新たにイノシシ対策として電気さくの整備を、山口大島農業協同組合が主体となって行う予定、との答弁でした。

次に、水産課関係では、合併漁協漁価経営安定資金利子補給事業が行われるようになった経緯及びその利子補給利率についての質問に対して、法（再編強化法）に基づき、県一漁港合併に伴

う組合からの利子補給申請等を受け、所定の手続を得て、県の決定のもとに利子補給が行われるもので、利子補給率は1.25%で、国庫の金利に連動している、との答弁でした。

種苗放流育成事業は、町単独事業か、県等の補助はないのか、との質問に対して、この事業は、合併当初から9町で、その実施方法がまちまちであり、町補助で整理調整をしているところで、県等ほかの補助はない、との答弁でした。

また、車エビ等放流効果について、の質問に対して、放流効果の把握は難しく、報告はあるが、販売等の実績がなかなか見えてこない。また、補助予算額と概算事業費の差額分については漁協負担である、との答弁でした。

漁場環境保全総合美化推進事業（海底清掃）についての国の補助がなくなる理由は何か、との質問に対して、理由については明らかではなく、補助者が国から県に変わったもので、町の負担率2分の1は、これまでと変わらない、との答弁でした。

棕野の漁港の維持管理経費と、各施設管理についての質問に対して、予算上は67万6,169円であるが、多少の変動は見込まれる。施設管理については、地元（自治会）等及び業者に委託しており、漁港内の各施設は幾つかの事業を組み合わせつつ、それぞれの目的を持ちながら整備されてきたもので、いずれ、それらの施設の適切な管理運営方法についての見当が必要と思っている、との答弁でした。

また、漁港清掃業務の場所はどこか、との質問に対して、出井漁港と棕野漁港、との答弁でした。

次に、商工観光課関係では、まず、長浦施設指定管理料2,500万円について、平成19年度に瀬戸内海リゾート株式会社に非公募で管理させる理由、指定管理料の根拠、一括償還のめど等の説明がありました。なお、NTT資金等の一括償還は、瀬戸内海リゾート株式会社が経営努力等による内部留保金、また、平成19年度を非公募で管理することによる経営見通しにより、一括返済ができるめどが立つ、という説明でした。

星野記念館について、入館予想人数を陸奥記念館と同様2,600人としているが、大丈夫かという質問に対して、テレビ、新聞、週刊誌、インターネット等で全国的にPRしていきたいと思っており、館内の模様がえなどを行い、カラオケ大会など企画しながら、実施していきたい、との答弁でした。

指定管理者制度導入による町の係る範囲についての質問に対して、100万円以内の修繕は指定管理者で行い、備品については町が必要と認めた場合のみ購入し、起債の償還と借地料は町負担、との答弁でした。

指定管理者制度を啓蒙したらどうかとの提案に対して、今後広報等で指定管理者制度を周知すべきであろう、との答弁でした。

竜崎温泉歳入の回数券の根拠と今後の回数券の扱いについての質問に対して、10枚つづりの5,000円券が100組、65歳以上、11枚つづりが100組、子供の10枚つづりが1組、6月以降は、それまで購入した回数券を使用した場合は、町が買い取る、との答弁でした。

商工振興事業補助金1,300万円、町観光協会380万円の補助金は有効に使われているか、団体があるから出資しているのか、との質問に対して、商工会は、税務指導や記帳などの仕事と町内のイベントや行事を行っており、県や町の補助金と自己資金（会費）から成り立っている。観光協会は、今までは町が引っ張っていたが、民間の主導で動いている。例えば、魚ののぼりを立てて、地元の魚料理をアピール、PRしている。10月15日には、観光協会、商工会、農協、漁協が一体となってイベント事業を行い、周防大島町の情報を外へ広く発信している、との答弁でした。

星野ワールド実行委員会補助金400万円の用途についての質問に対して、落成式等での費用、との答弁でした。

最後に、建設課関係について、屋代処理場（原石山）は、今年度で完了、閉鎖予定ということであるが、受け入れ予定土量は、との質問に対して、現時点での計画は6,000立方、との答弁でした。

歳入は幾ら見込んでいるのか、との質問に対して、約800万円を見込んでいる、との答弁でした。

赤字になるのでは、との質問に対して、単年度であればマイナスになっているが、トータルで考えれば、のり面保護や水路等の防災工事に経費がかかっており、最終的にはプラス、マイナスゼロになるように単価が計算されている、との答弁でした。

道路新設改良において、山下浜・木屋線の施行箇所はどこかという質問に対して、現在改良済み（ボックスカルバート）の暗渠の続きで、河川の改修、との答弁でした。

道路はどこまで改良するのか、との質問に対して、現時点では旧椋野保育所までの計画である、との答弁でした。

海岸侵食対策事業の場所は、との質問に対して、久賀の宗光沖との答弁でした。

当初は7年間で完成すると聞いていたが、進捗状況が悪いのでは、との質問に対して、平成17年度と比べ、平成18年度は予算が少ないかもしれないが、工事は順調に進んでいる、との答弁でした。

弁天埠頭用地造成事業（償還金）について、の質問に対して、弁天埠頭の用地造成に伴う償還金であり、工事は既に完了している、との答弁でした。

以上が、本委員会に付託されました議案に対する審査の内容であります。議員各位におかれましては本委員会の決定どおり、御議決賜りますようお願い申し上げます。報告を終わります。

議長（新山 玄雄君） 建設環境常任委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。

建設環境常任委員長に対する質疑はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 先ほど星野ワールドについて報告がありました。その中で、今、いわゆる実行委員会補助という格好で、400万円は、いわゆる開設時のいう分で答弁があったというふうに思いますが、実際的に、例えば、この実行委員会、これはどういう団体になっておるのか、実行委員会。いわゆる、どういう方々が実行委員会になって、実行委員長だれで、会計責任者はだれなんかという点で、当然明確になったというふうに思いますが、その点ではどういふふうに補足説明等がありましたか。

議長（新山 玄雄君） 中本委員長。

建設環境常任委員長（中本 博明君） ちょっと待っってください。（発言する者あり）いやいや、やから質問しよるやからね。（発言する者あり）なかったわけ。

議員（6番 浜戸 信充君） あのと、そこまで質疑ないじゃろ。

建設環境常任委員長（中本 博明君） なかったわけ。

議員（16番 広田 清晴君） それを言やあええ。

建設環境常任委員長（中本 博明君） 質疑ありませんでした。

議員（16番 広田 清晴君） 実際的に、昨年度、それと、いわゆる一昨年暮れから、委員長御承知のように、いわゆる実行委員会補助という格好の出し方をしちよると思うんです。それで、今年度分については、いわゆる開所式といいますか、中身的には開所式なんだということが、400万円については報告がありました。

しかし、いわゆる補助負担金という出し方としては、これは、私は前代未聞じゃろう思うわけなんです。いわゆる実際的に、例えば旧町、例えば、どこの町でも一緒だろうというふうに思いますが、実際的には費目ごとにそれぞれ計上されて、実際的には透明性を高めると。じゃ、実際的に、いわゆるその団体名が、その団体の中の代表がだれで、それで、会計責任者がだれでか全く審議ないままされたら、それじゃ、その団体は何なのかという問いに答えられませんよね、実際的に。だから、聞いたという点であります。

ほじゃけえ、実際的になかったということになれば、そりゃ、委員長ですから、自分の意見は述べられませんからあれですが、やっぱりその辺はちょっと気にかかることです。

それと、もう1点、住宅に関する部分で、委員長報告を聞いておりますと、委員の意見から、執行部はそうでもないのに、住宅に1人住んじよるのは非効率という下りがあったと思いますが、そりゃ、ほんとに、そういう議論があるんですか。委員会の中で。

例えば、1人であっても、そこに住む、いわゆる人権というのは当然あるんです。例えば、数

がそこで3人住んでられて、1人だけちゅう水準でものを考え出したら、これ、ちょっとずれてくるんじゃないかという、私は危惧はするんです。ですから、本当に、そういう委員会議論があったのかなかったのか、再度聞きたいと。（「やったやった」と呼ぶ者あり）これは、議会からの意見というとらえ方ですか。（「委員会であった」と呼ぶ者あり）議会、いわゆる議員側からの意見ということなんですか。

建設環境常任委員長（中本 博明君） 議員からの意見じゃなしに、（発言する者あり）まあまあ議員からの意見ではあるけど、（笑声）一般の人はどうなんかというて、議員から委員会じゃ、ちょっとどうなんかつと……（「ありました」と呼ぶ者あり）ありましたよ。（発言する者あり）じゃけ、それと、今もう1点、今さっき言うたように、後から、今の星野ワールドのものは、広田さんに個人的に説明します。（発言する者あり）

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと求めます。

中本建設環境常任委員長、御苦労さまでございました。

以上で、各常任委員長の報告並びに質疑が終わりましたので、これより討論、採決に入ります。

議案第1号討論はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 議案1号平成19年度周防大島町一般会計補正予算について、反対の立場から討論を行います。

まず1点、私は、周防大島町の財政状況をどう見るかという点であります。先ほどから総務委員長の方からいろいろ用途等について説明がありました。私が、今日まで議会内、また、外でも言ってきたことは、国なりの、いわゆる自治体になったらだめである。本来の立場、いわゆる地方自治法の立場、これを失ってしまうのではないかという点を指摘してまいりました。

まず1点、財政の面であります。この点でも、今まで繰り返し言ってきました。御承知のように、今、地方自治体、毎年のように大きく影響があるのが、毎年計画される地方財政計画であります。このフレームが、基本的には、地方財政に大きく影響を与えます。それをもとに、その中で、特に今大きな問題になっておるのが、起債残高の問題です。それで、実際的に私が議員になった当時、通年ベースで起債の額といえ、全国で大体8兆円のベースでありました。これが、一体どうなったかということです。実際、平成5年度から調べてみますと、実際、対前年18%増の10兆3,000億円、平成6年が対前年比42.3%増の14兆7,000億円、7年が18%と、これ皆、対前年です、伸びです。中で、16兆円、平成8年が18兆1,000億円、まさに、平成5、6、7、8、この間の起債残高が実際的には起債を大きく借りたことによって、今の起債残高、国のベースでいえば、19年度末が199兆円といわれております。これと同じ

ように、実際的に大島町では、いわゆる起債残高が周防大島町の起債残高が260億1,080万円、このように膨らんだのが現実なんです。このフレームが、非常に今の財政を圧迫しとるという点は、まず明確にしちよきたいというふうに思います。

それともう1点は、財政状況で、特に最近、全協でもあったし、それでまた、議会運営委員会の中でもありましたので、近隣市町村との状況について討論の中に入れてたいというふうに入れてたいというふうに思います。

一つは、周防大島町との関係、例えば、柳井市との比較で討論に入れていきますと、起債制限比率や標準財政規模、また、経常収支比率、これはほとんど変わりません。どこが違うのかといえ、実際的には、いわゆる自主財源比率といいますが、収支比率です。この分です。ここが21余りと、周防大島町が21余り、そして、柳井市が54、ここに大きな差があるんです。だから、実際的に、仮に周防大島町が実際的に具体的数字で見ますと、例えば、起債残高が、先ほど周防大島町260億円と、一般会計で、言いましたけど、柳井市については実際的に220億円、いわゆる、じゃ、自主財源が非常に厳しい中で、いわゆる起債残高が非常に大きいと、ここが非常に、いわゆる財政が厳しいという状況になっております。

また、今年度の公債費償還分を見ても、実際的には、自主財源が非常に厳しい大島の方が逆に6億円大きいという状況です。ここに、大きな原因がある、というふうに思います。

また、先ほども基金の状況が報告されましたので、基金の状況について財政論から述べてみたいというふうに思います。

例えば、財政調整基金に限って述べますと、柳井市は本年度末、19年度末で残高が2億円あまりということになります。財政調整基金の残高。周防大島町の状況はどうかといえば、御承知のように7億5,800万円です。それで、そういう中で、例えば柳井市が基金残高が2億円、1年分の繰り出し分もないから、柳井市は、もう来年にはつぶれるじゃろうちゅう議論をし出したら、これは、住民から逆におかしいんじゃないのというふうに言われると思います。

ただし、それは、いわゆる私は財政調整基金については、一定の深くは説明省略するためにトリック部分があるという点は、明らかにしちよきたいと大雑把ですが、それを言うちよきたいと。ただ、それを抜きに、いわゆる財政調整基金が何ぼだから、あと2年たったらこうじゃという議論は、私はちょっとおかしいんじゃないかという点を批判したいというふうに思います。

次に、この予算をつくるにあたって、町民の置かれている状況はどうなのかという点です。当然、地方自治体ですから、そこに住む住民の皆さん方の要求を実現する、これが大きな、いわゆる予算立ての方向性がなげりゃいけんというふうに思います。

その点で、一般質問等で御承知のように、小泉構造内閣、この中の大きな柱が地方税法の改正です。負担増が、言われましたように1億円を超えますというところであります。地方税制の改

正です。そしてまた、もう一つは、いわゆる町民の部分といえば、一般会計では繰り出し金にあられてくる、いわゆる国民健康保険税との係り、これは18年度国保世帯1世帯当たり2万円を超える引き上げということであります。

また、一般会計から繰り出しの影響のある部分としては、水道会計、これが通年ベースで、いわゆる6,000万円、19年度は5,000万円という答弁がありました。それだけ、住民の生活は厳しいんだという前提で、議員の皆さん方に御理解いただきたいと思います。

次に、歳出についてであります。先ほど周防大島町、かなり起債残高が多いということを行いました。全国的にも、かなりの箱物行政が財政を圧迫してる部分は事実だというふうに、私は思います。

例えば、新年度予算、いわゆる19年度予算で見れば、星野記念館建設費、これは後年度分、いわゆる後年2期分ですか、その残りの分として2億6,800万円の計上がされております。また、それじゃ、運営について、基本的には、7月以降の運営費になると思いますが2,200万円の、いわゆる運営費を組むということです。

一方では、いわゆる先ほどから報告がありましたように、住民密着分、これはかなりのいわゆる厳しい状況、言うまでもありません、例えば、食の自立支援に係る、いわゆる負担増、また、合併後行われた敬老祝い金のカット、また、18年度行われ、19年度も行われる各種、いわゆる診察に係る費用、これが引き上げられると、こういうことでは、実際的にほんとに住民の方を向いた予算だろうかということをお願いいたわけです。私は、その面から言えば、私は非常にまずい面があらわれた予算であるというふうに考えます。

また、身近な環境整備も当然です。740万円。旧町時代、2,000万円あまりの実際的な予算を計上してやりよったというふうに思います。それが4町合わせて740万円、これでは、実際的には非常に住民の声に答にくい、というふうに考えます。

また、子供たち、時代を担う子供たちの直接学校管理費についてはどうかというのを見てみますと、周防大島町の中で、実際的な小学校管理費、実際的にはかなりの減額になっておるし、中学校、事務局を除く直接分、これは100万円を超えるという状況です。合わせて300万円の減額。事務局経費をのけた分です。また、それも振興費ものけた部分です。

以上のように、実際的にいろいろ、私が聞く範囲では、いわゆる町民の皆さんから、ほんとに1回、その年その年の予算が実際的に町民のほんとに要求する暮らしや福祉部分にあたるかどうかというたら、どうしても、いわゆる大型事業、町長の方はいわゆる旧町との約束という言い方でやられておりますが、実際的には、考えてみてもわかりますが、充当率が95%の特例債等を使えば、5%は財源部分が要るわけです。その辺もやっぱり考えちょかんにゃいけん。それが、やっぱり基本的には財源圧迫につながるし、将来、いわゆる返していく段階になったときの財源

圧迫に、それ3割部分は当然かかるわけですから、当然かかると、それも当然財政負担が重くなるという点を明らかにしちよきたいというふうに思います。

以上の点から、反対の立場から討論したいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 次に、賛成討論はありませんか。魚谷議員。

議員（13番 魚谷 洋一君） 私は、平成19年度一般会計予算について、賛成の立場より意見を述べさせていただきます。

本年は、合併後のもろもろの調整のあらかた片づき、周防大島町としての本格的な動きの出てくる年であろうと、私は思っております。ただ、予算の80%以上依存財源としている本町にとって非常に厳しい状況に変わりはなく、より適切な、より効率的な予算配分が求められているのも、また現実であります。

このような状況下、周防大島町民の将来の安心、安全を考慮し、まさに、現実的対応を選択され、町内全戸への防災無線設置を実行されることに対し、特に敬意を表するものであります。

防災やその他もろもろの正確な情報をいち早く全町民へ伝達することは、備えあれば憂いなしの第一歩であります。完成後の安心、安全が飛躍的に向上するものと思います。

今後は、このシステムを利用した対応が課題となってきますが、確実に高齢化していく町内の各地域に対し、それぞれの地域に合った対応を期待いたします。

また、公募による指定管理者制度の導入、各種手当の削減などの歳出削減など着手されるなど、大変な努力と決断に対し、高く評価するものであります。

以上、今後、町民生活全般の向上に向けて、今年度予算を確実に実施、執行されることを要望いたしまして、賛成の討論といたします。（拍手）

議長（新山 玄雄君） 次に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 賛成討論はありませんか。荒川議員。

議員（5番 荒川 政義君） 19年度予算案、賛成の立場で討論いたします。

三位一体の改革以降、国におかれては補助金あるいは負担金の激減、それでまた、地方交付税の削減の中、私は、この19年度予算は大変よくできた予算案であると思っております。

以上です。（拍手）

議長（新山 玄雄君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。本日は、挙手により採決を行います。

議案第1号平成19年度周防大島町一般会計予算について、3常任委員会の委員長報告は採択

であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（新山 玄雄君） 挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩をいたします。11時5分まで、済みません、5分。

午前10時55分休憩

.....
午前11時05分再開

議長（新山 玄雄君） それでは、再開をいたします。

移ります。議案第2号討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。挙手により採決を行います。

議案第2号平成19年度周防大島町国民健康保険事業特別会計予算について、委員会の委員長報告は採択であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（新山 玄雄君） 挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第3号討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。挙手により採決を行います。

議案第3号平成19年度周防大島町老人保健事業特別会計予算について、委員長報告は採択であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（新山 玄雄君） 挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第4号討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。挙手により採決を行います。

議案第4号平成19年度周防大島町介護保険事業特別会計予算について、委員長報告は採択であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（新山 玄雄君） 挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第5号討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。挙手により採決を行います。

議案第5号平成19年度周防大島町簡易水道事業特別会計予算について、委員長報告は採択であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（新山 玄雄君） 挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第6号討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。挙手により採決を行います。

議案第6号平成19年度周防大島町下水道事業特別会計予算について、委員長報告は採択であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（新山 玄雄君） 挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第7号討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。挙手により採決を行います。

議案第7号平成19年度周防大島町農業集落排水事業特別会計予算について、委員長報告は採択であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（新山 玄雄君） 挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第8号討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。挙手により採決を行います。

議案第8号平成19年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計予算について、委員長報告は採択であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（新山 玄雄君） 挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第9号討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。挙手により採決を行います。

議案第9号平成19年度周防大島町渡船事業特別会計予算について、委員長報告は採択であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（新山 玄雄君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第10号討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。挙手により採決を行います。

議案第10号平成19年度周防大島町公営企業局企業会計予算について、委員長報告は採択であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（新山 玄雄君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第23号討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。挙手により採決を行います。

議案第23号周防大島町副町長定数条例の制定について、委員長報告は採択であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（新山 玄雄君） 挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第24号討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。挙手により採決を行います。

議案第24号地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、委員長報告は採択であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（新山 玄雄君） 挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第 25 号討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。挙手により採決を行います。

議案第 25 号星野哲郎記念館の建設及び管理に関する条例の制定について、委員長報告は採択であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（新山 玄雄君） 挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 14 . 報告第 5 号

議長（新山 玄雄君） 日程第 14、報告第 5 号専決処分の報告について、執行部の報告を求めます。村田総務部長。

総務部長（村田 雅典君） それでは、報告第 5 号専決処分につきまして、御報告申し上げます。

報告第 5 号につきましては、平成 18 年度白木地区広域漁港整備工事第 2 校区につきまして、本工事の第 1 工区と同一業者が落札をしたため、諸経費の調整を行った結果、現契約から 102 万 9,000 円を減額した 8,045 万 1,000 円とする請負変更契約を地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、規定された専決処分事項により専決処分を行いましたので、これを報告するものであります。

議長（新山 玄雄君） 以上で、執行部の報告を終了します。

日程第 15 . 議案第 50 号

議長（新山 玄雄君） 日程第 15、議案第 50 号平成 18 年度油田地区広域漁港整備工事の請負契約の締結についてを上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。椎木助役。

助役（椎木 巧君） 追加議案として提出をさせていただきました議案第 50 号平成 18 年度油田地区広域漁港整備工事の請負契約の締結につきまして、補足説明を申し上げます。

本案は、平成 19 年 3 月 9 日に 15 業者で入札を行いました結果、ユタカ工業株式会社が 1 億 700 万円で落札をいたしましたので、その落札価格に消費税の額を加えました 1 億 1,235 万円で請負契約を締結しようとするものでございます。

工事の内容につきましては、A 防波堤の堤体工、延長 65 メートル、消波ブロック工、延長 5 メートルを施工するものでございます。

何とぞ慎重により審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 18年度油田地区広域漁港整備工事の請負契約の締結についてということで、実際的な補足説明、いわゆる場所説明があるんですが、実際的な、いわゆる入札状況についてのあれがないんで、ちょっと補足説明求めたいと。いわゆる……基本的には、実際的な、今指名競争入札から一般競争入札の流れの中で、これについては指名競争入札ということでありまして。その中で、実際的に、入札、いわゆる比較価格といいますか、それに対する入札率について幾らになるのか、まず報告を求めたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 平田契約監理課長。

契約監理課長（平田 好男君） この工事の落札率は94.36%でございます。入札の落札率は94.36%。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） これ、ちょっと、私、今ど忘れしとるんですが、オールAプラスBが入っちゃうんですが、実際、一部Bが入っちゃうという状況ですか。オールAですか。オールA。

議長（新山 玄雄君） 平田契約監理課長。

契約監理課長（平田 好男君） この指名業者は、町内のAランクの業者と町内に営業所等を置いている業者、それと、県内の、この近郊のAランクの業者4社を含めております。それで、計15社ということになります。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。浜戸議員。

議員（6番 浜戸 信充君） 今、この別つづりの資料を見よるんですが、18年度は赤い部分についての施工箇所というふうに説明してありますが、今回の、この入札についてはどの部分になるのでしょうか。

議長（新山 玄雄君） 岡村産業建設部長。

産業建設部長（岡村 春雄君） 図面の色塗りで、赤いところが今年度の発注のところでございます。

議長（新山 玄雄君） 浜戸議員。

議員（6番 浜戸 信充君） 済みません。では、この入札は、赤いところが全部ということですか。わかりました。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。挙手により採決を行います。

議案第50号平成18年度油田地区広域漁港整備工事の請負契約の締結について、原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（新山 玄雄君） 挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16．発議第1号

日程第17．発議第2号

議長（新山 玄雄君） 日程第16、発議第1号周防大島町議会会議規則の一部改正についてから日程第17、発議第2号周防大島町議会委員会条例の全部改正についてまでの2議案を一括上程し、これを議題とします。

趣旨説明を求めます。荒川議員。

議員（5番 荒川 政義君） それでは、御提案いたしております発議第1号周防大島町議会会議規則の一部を改正する規則及び発議第2号周防大島町議会委員会条例の全部改正について、その理由を一括して御説明申し上げます。

本議案は、一昨年12月9日に出された第28次地方制度調査会の答申を踏まえ、地方公共団体の自主性、自立性の拡大のため、昨年6月に公布された地方自治法の一部改正に伴い、本町議会制度の所要の見直しをするものであります。

まず、会議規則の一部改正では、第14条議案の提出において、委員会による議案の提出権限が認められたため、その提出要件を第3項として定め、第73条所管事務等の調査においては、第2項条文中、地方自治法の条項を繰り下げによる適用条項の番号の繰り下げを行っております。

第117条から第120条の改正は、議会の会議録の電磁的記録による作成が認められるようになったことから、会議録を現状の冊子のよるものから電磁的記録への変換がいつでも対応可能なように、両論を併記する形で条文を改正整備しておくものであります。

次に、委員会条例の全部改正についてであります。全国の町村議会がひな形として手本としております標準町村議会委員会条例では、第6条で資格審査特別委員会及び懲罰特別委員会の設置に関して規定しております。

本町は、この規定を採用しておりませんでした。今回の改正に合わせ、条文整備をしていく

ものであります。議員の資格決定の要求または懲罰討議があったときに、自動的に、この特別委員会が設置されたものとする規定文であり、速やかな対応が求められる本件については、この規定の有効性は大きく、条文化をしておくべきとの見解によるものであります。

なお、定数は8名としております。

この新たな条文を追加するにあたり、条を1条ずつ繰り下げる方法と、条の繰り下げの発生しない枝番をつける方法があります。が、今回は第6条以降、1条ずつ繰り下げの条ずりを行うものであります。

こうすることは、標準委員会条例と同一の条文立てとなり、これからは附属する様式第何号、別紙第何号、資料第何などの整合性をかんがみでのことであります。

なお、本件の条ずりの場合、一部改正の方法が取られませんので、全部改正の方法で行うものであります。

それでは、その他の改正部分についてであります。条ずりを行うことから、目次の部分に条ずりが発生しております。

次、第2条では、収入役を関係管理者に改めております。

第7条の委員会の選任においては、常任委員会議会運営委員及び特別委員は閉会中は議長が指名することができ、また、常任委員の申し出による所属の変更についても、閉会中は議長が変更することができるものとし、第12条の委員長、副委員長、議会運営委員及び特別委員の辞任において、閉会中に議会運営委員及び特別委員が辞任しようとするときは、議長が許可することができるようにするものであります。

第19条は、平成11年7月の地方自治法改正の際、法第121条の条文中、「その他法令または条例に基づく」が「その他法律に基づく」に改正されたため、これに伴い、今回の改正にあわせて、同文文言の改正を行うものであります。

第27条の「職員をして」を「職員に」との用語の改正は、法第123条において同様の改正が行われているためであります。

以上、周防大島町議会会議規則の一部を改正する規則及び周防大島町委員会条例の全部改正につきまして、3名の賛同議員をいただきまして、提案させていただきました。

議員各位によるしく御審議のいただき、御議決賜りますようお願い申し上げます。提案理由といたします。

議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

発議第1号周防大島町議会会議規則の一部改正について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。ないようでありますので、質疑を終結します。

発議第2号周防大島町議会委員会条例の全部改正について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

これより討論、採決を行います。

発議第1号討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。挙手により採決を行います。

発議第1号周防大島町議会会議規則の一部改正について原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（新山 玄雄君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

発議第2号討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。挙手により採決を行います。

発議第2号周防大島町議会委員会条例の全部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（新山 玄雄君） 挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

・

日程第18．議員派遣の件について

議長（新山 玄雄君） 日程第18、議員派遣の件についてを議題とします。

お諮りします。お手元に配布したとおり議員を派遣したいと思います。これに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（新山 玄雄君） 挙手全員であります。よって、派遣することは可決されました。

次に、お諮りします。

ただいま可決された議員派遣の内容に、今後変更を要するときは、その取り扱いを議長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

日程第 19 . 委員会の閉会中の継続審査について

議長（新山 玄雄君） 日程第 19、委員会の閉会中の継続審査についてを議題とします。

総務文教常任委員長から目下、委員会において審査中の事件について、会議規則第 75 条の規定に基づき、閉会中の継続審査の申し出が 2 件提出されましたので、お手元に配布いたしております。2 件について順次お諮りします。

まず、請願第 2 号上関原発建設反対を求める請願書について、申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 御異議なしと認めます。よって、委員長から申し出のとおり、請願第 2 号上関原発建設反対を求める請願書については閉会中の継続審査とすることに決定しました。

次に、陳情・要望第 7 号上関原子力発電所の建設促進を求める請願書について、申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 御異議なしと認めます。よって、委員長から申し出のとおり、陳情・要望第 7 号上関原子力発電所の建設促進を求める請願書については、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

次に、去る 19 日の本会議で、広田議員の一般質問の中で、町長発言の一部について議事録抹消の要請が出されて、町長の議事録抹消に関連する部分について広田議員から質問の一部について取消しの申し出がありました。

お諮りします。町長の議事録抹消に関連する部分の広田議員の質問の一部取消しについてを日程に追加し、追加日程第 1 とし、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 異議なしと認めます。よって、町長の議事録抹消に関連する部分の広田議員の質問の一部取消しについてを日程に追加し、追加日程第 1 として、議題にすることに決定しました。

追加日程第 1 . 町長の議事録抹消に関連する部分の広田議員の質問の一部取消しについて

議長（新山 玄雄君） 追加日程第 1、町長の議事録抹消に関連する部分の広田議員の質問の一部取消しについてを議題とします。

地方自治法第 117 条の除斥の規定に該当すると思われますので、広田清晴議員の退場を求めます。

〔 16番 広田 清晴君退場 〕

議長（新山 玄雄君） お諮りします。町長の議事録抹消に関連する部分の広田議員の質問の一部取消しを許可することに御異議ありませんか。

〔 「異議なし」と呼ぶ者あり 〕

議長（新山 玄雄君） 異議なしと認めます。よって、町長の議事録抹消に関連する部分の広田議員の質問の一部取消しを許可することに決定しました。

広田議員を入場させてください。

〔 16番 広田 清晴君入場 〕

議長（新山 玄雄君） ただいま可決された町長の議事録抹消に関連する部分の広田議員の質問の一部取消しについては、その取り扱いを議長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔 「異議なし」と呼ぶ者あり 〕

議長（新山 玄雄君） 異議なしと認め、さよう決定いたしました。

議長（新山 玄雄君） 以上をもちまして、今期定例会に付議された案件の審議は、全部議了いたしました。

ここで、総務部長から1件の報告の申し出がありますので、報告を願います。村田総務部長。
総務部長（村田 雅典君） 1件ほど報告させていただきますが、その前に、先ほど建設環境常任委員長に対して質疑がございました。それにつきまして、若干時間いただきまして、御説明をいたします。

まず、星野ワールド実行委員会への補助金の関係でございますが、これは、平成18年度に200万円の予算をお願いいたしました。その際に、どういった委員会構成になりますよと、大島の委員さんは、この方たち、東京の委員さんはこの方たちという御説明をした状況でございます。そのあたりで御理解いただいております。

しかしながら、初めての予算ということで、どういったものが発生するかわからないという形でございましたので、補助金という形で予算を作成させていただいております。

例えば、芸能関係の関係でございますので、著作権が発生するんじゃないかというような問題もございました。したがって、その中の経費を含めるという考え方でございました。

また、東京にも、例えば、小西良太郎さんとか、ほかにレコード会社の幹部の方たちが星野ワールド実行委員会の東京の部会という委員さんで構成されております。

したがって東京の方たちが大島に来られて、いろんな形で協議検討する際の旅費にも充当しなきゃいけないということもございます。したがって、委員さん、町が示した委員さんではありま

すが、外部の委員さんという形で、そのあたりの支出が発生した場合には、旅費を支払わなきゃいけないということで、この補助金の中で対応していこうという考え方でございました。

なお、通帳と会計はだれが預かっているのかというのがございました。まだ、会計報告、18年度は済んでおりませんのでしてはおりませんが、通帳は総務課の人事行政班長が持っております。印鑑は、私が持っております。

それから、昨年7月から、実質の支出につきましては、商工観光課に内容等の協議については、商工観光課に移転しましたので、商工観光課の職員が上京する際の旅費、日当にほとんどが充当されております。

次に、本論でございますが、報告でございます。

今回の議会の提案いたしました議案第1号の19年度の一般会計予算の補足説明の中で、私が星野哲郎記念館について説明をした際に、星野先生から、記念館完成に当たり、運営ほか何らかの形で今後協力する旨の申し出を受けておりますという御紹介をいたしました。先日、有限会社紙の舟代表取締役有近真澄氏、これは星野先生の御子息でございます。この有近さんから記念館が建設されることに対する感謝の気持ちと、完成の暁には、感謝の気持ちを何らかの形であらわし、記念館、そして、今後の周防大島の発展のために、町の皆様と御相談の上、実現したいと考えておりますという内容の手紙をいただいております。

これから、詳細につきましては、事務所と詰めてまいりますので、議員の皆様の御理解をいただきたいと存じます。

以上、議会開会中の新たな情報ということで報告させていただきます。

議長（新山 玄雄君） 報告を終わります。

次に、この3月31日をもちまして退任されます吉村収入役から、退任のごあいさつの時間をいただきたいとの申し出がありますので、ごあいさつをお願いいたします。吉村収入役。

収入役（吉村 正晴君） 16日間に及ぶ議案審議、大変お疲れ様でした。

それでは、一言、退任のごあいさつをさせていただきます。

私、今月末をもちまして、収入役を退任することになりました。在任中は、一方ならぬ御指導、御鞭撻を賜り、おかげをもちまして、職務を遂行することができましたことを、厚くお礼を申し上げます。ありがとうございました。

今後は、これまでいただきました御厚情を大切にいたしまして、第二の人生を歩んでまいりたいと考えております。今後とも、御指導、御鞭撻のほどよろしく申し上げます。

最後になりましたが、周防大島町の発展と皆様方の御健勝、御活躍をお祈り申し上げまして、お礼のあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。（拍手）

議長（新山 玄雄君） 吉村収入役には、周防大島町発足から収入役という重責をお務めいただ

き、まことにありがとうございました。退任されても、今後とも周防大島町発展のために御尽力を賜りますことをお願いするとともに、健康でますますご活躍されますことを祈念をいたします。

大変御苦労さまでございました。ありがとうございました。

以上で、平成19年第1回定例会を閉会いたします。

事務局長（坂本 薫君） 御起立願います。

午前11時33分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長 新山 玄雄

署名議員 中本 博明

署名議員 平川 敏郎

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員